NPO法人のみなさまへ

名古屋市の方針により、名古屋市を所轄庁とするNPO法人の手続きにつきまして、 令和2年12月1日より、提出書類(申請書、届出書、事業報告書等)への押印を 省略することができます。

○提出書類(申請書・届出書、事業報告書等)について

【現行】

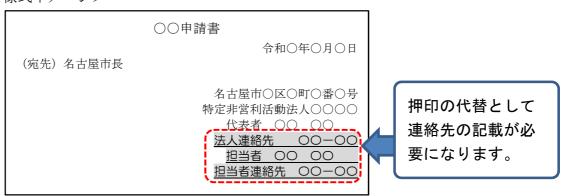
・本市への提出書類に、法人印を押印



【今後】

- ・本市への提出書類に、押印を省略し、担当者名及び連絡先を記載
- ※当面の間は、今まで通り法人印を押印して提出することができます。





- ※提出内容の確認や、書類不備の修正依頼の際に、対応できる方、連絡のとれる電話 番号を記載してください。
- ※代表者と担当者が同一の場合は「同上」と記載してください。

〇総会の議事録署名について (本市へは写しを提出)

- ・法人定款に定めた方法で、議事録署名を行ってください。
 - ※複数により議事録が正しいことを確認し、第三者へ証明する必要があるため、 定款には、少なくとも「署名」か「記名・押印」と定めておく必要があります。 ※定款を変更する場合は、定款変更認証申請が必要です。
- 〇役員の就任承諾及び誓約書について (本市へは写しを提出)
 - 署名が必要です。(記名のみは不可です。)